



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問 合 せ 先 専務取締役 阿達 敏洋
TEL 03-6895-1014

外部委員会による検証に係る報告書の受領に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 2 日付「第三者に対する検証の委嘱に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、企業統治改革委員会が委嘱する当社と利害関係のない第三者により外部委員会^(※)（以下「外部委員会」といいます。）を構成して、以下の事項について、調査を委嘱することになりました。

- ① 当社の関連会社であった川崎紙運輸株式会社（以下「川崎紙運輸」といいます。）による北越紀州製紙株式会社の株式の買付け（以下「本件買付け」といいます。）
- ② 平成 24 年度第 3 四半期連結会計期間における海外関連会社の投融資の損失処理（以下「本件損失処理」といいます。）
- ③ 当社における会計処理などを内容とする内部告発（以下「本件告発」といいます。）

(※)本件買付け（上記①）は株式取得の適法性に関する事項であり、他方、本件損失処理（上記②）及び本件告発（上記③）は主として会計処理の当否に関する事項であって、それぞれの検証に要する知見が異なることから、本件買付けに関する当社の調査を検証する外部委員会（以下「第 1 外部委員会」といいます。）と、本件損失処理及び本件告発に関する当社の調査を検証する外部委員会（以下「第 2 外部委員会」といいます。）を別々に設置いたしました。

5 月 11 日付で、第 2 外部委員会から当社の企業統治改革委員会に対し、上記②及び③に関する調査報告書（以下「本報告書」といいます。）及び本報告書の要約版が提出されましたので、要約版を別紙のとおりお知らせいたします。

本報告書は、個別論点について当社及び外部取引先等に関する多くの機密情報を含んでおりますので、要約版のみを公表いたします。

また、本報告書の内容が、本日開示予定の平成 25 年 3 月期及び過年度の当社連結業績に与える影響はありません。

なお、第 1 外部委員会による上記①に関する報告書につきましては、受領次第公表いたします。

第 1 外部委員会及び第 2 外部委員会による報告を踏まえた当社の対応については、今月中に発表する予定です。

以 上

調査報告書 (要約版)

平成 25 年 5 月 11 日
第 2 外部委員会

平成 25 年 5 月 11 日

大王製紙株式会社
企業統治改革委員会 御中

第 2 外部委員会

委員長 軒澤 力

委員 露木 正人

委員 鎌形 武彦

略称・用語一覧

大王	大王製紙株式会社
北越	北越紀州製紙株式会社
アンチレ	フォレストアル・アンチレ LTDA (チリ)
DPC	ダイオーペーパーコンバーティング株式会社
EIT	エリエール・インターナショナル (タイ) Co.,LTD
EPT	エリエールペーパーテック株式会社
TPI	東京紙パルプインターナショナル株式会社
本件損失処理	平成 24 年度第 3 四半期連結会計期間における海外関連会社(サイゴンペーパーコーポレーション) の投融資の損失処理
本件告発又は 告発状	大王における会計処理などを内容とする内部告発

目 次

I.	結論	1
II.	調査の概要	2
III.	調査結果	4
	1 本件損失処理について	4
	2 本件告発について	5
	(1) 序文	5
	(2) 平成 25 年 3 月期の収益見込	5
	(3) 洋紙営業本部における期ズレ販売	6
	(4) H&PC 事業部における期ズレ販売	7
	(5) タイ子会社 (EIT) の連結除外 (1)	8
	(6) 韓国現地法人 (EIK) 平成 24 年度下期利益見込	8
	(7) 平成 25 年 3 月期の業績見込	9
	(8) EPT における不良在庫	9
	(9) EIT の法令違反	11
	(10) EIT の決算等の状況	11
	(11) EIT の架空売上・循環取引	13
	(12) EIT の販促費、簿外債務	14
	(13) EIT の N 社へのおむつ製造設備発注	15
	(14) EIT の連結除外 (2)	16
	(15) EIT の K 社との取引開始経緯	17
	(16) EIT 現地調査への取り計らい要請	17
	(17) 中国現地法人設立手法・手順	18
	(18) 中国 収益議論なしの投資決議	19
	(19) 中国 資金裏付けなしの投資決議	20
	(20) 不法な内部取引について	21
	(21) 有価証券報告書偽造	22
	(22) 告発内容の総括	23
	3 その他本委員会が必要と判断した調査	24
	(1) その他の部門における期ズレ販売の調査	24
	(2) その他海外関係会社管理の調査	24
	(3) 棚卸資産の評価に関する調査	25

I. 結論

本委員会は、サイゴンペーパーコーポレーション（ベトナム）への投融資に関わる損失処理の問題、大王の元職員による告発状における各指摘項目、及びこれらに関連する事項に関して本委員会が必要と認める調査手続を実施した。

本調査の結果、いくつかの検出事項はあったが、不正、事実の隠蔽、意図的な決算操作と考えられる事象、重要なコンプライアンス違反、投資判断に重要な影響を及ぼす事象は確認されなかった。本委員会の調査の概要及び個別論点については、以下を参照されたい。

なお、この報告書は要約版であり、調査手続等を詳細に記した報告書を別途企業統治改革委員会に提出している。

II. 調査の概要

1 本委員会設置の経緯

大王は、大王の議決権の約 20%を保有する北越から、平成 25 年 2 月 14 日付「大王製紙に対する特別調査委員会設置等の要請に関するお知らせ」により、以下の事項について第三者による特別調査委員会による調査等の要請を受けた。

- 1) 大王の関連会社である川崎紙運輸株式会社による北越株式の買付け
- 2) 平成 24 年度第 3 四半期連結会計期間における海外関連会社の投融資の損失処理
- 3) 大王における会計処理などを内容とする内部告発

そこで、上記 1)の対応として、第 1 外部委員会が、2), 3)への対応として本委員会が組成された。

2 本委員会の目的

「1 本委員会設置の経緯」に記載した 2) 本件損失処理及び 3) 本件告発について、事実解明調査を実施し、問題があると判断した場合にはその問題が生じた原因を分析し、対応策を提言することが本委員会の目的である。

なお、大王は、平成 25 年 4 月 2 日付「第三者に対する検証の委嘱に関するお知らせ」において、本委員会の目的は、「社内調査及びその調査結果に不適切又は不相当な点があれば、外部委員会の判断により、追加又は補充の調査を実施し、事実関係等を解明する」としている。本委員会は、この趣旨を、本件損失処理が適切に行われたこと及び本件告発において指摘されている事項が事実であるか否かを、委員会の判断により独自に解明することと理解している。したがって、社内調査結果及びそこに至るまでの手続が適切であるか否かにかかわらず、全ての調査項目において、本委員会が独自に調査手続を実施している。

3 本委員会の構成

本委員会の構成は以下のとおりであり、いずれも会社と特別な利害関係を有していない。

役割	氏名	資格	所属
委員長	軒澤 力	公認会計士・税理士	株式会社 AGS コンサルティング 代表取締役会長
委員	露木 正人	公認会計士・税理士	露木公認会計士事務所所長
委員	鎌形 武彦	公認会計士・税理士	関・鎌形会計事務所共同代表

また、本委員会は調査補助者として、公認会計士 12 名、タイ公認会計士 1 名、その他 7 名を使用した。

4 調査の方法

本委員会は、関係者へのインタビュー、社内・社外資料の閲覧・分析等の調査を実施した。また、告発状においてタイに関する指摘が多数なされているため、委員及び調査補助者2名がタイへ訪問し、現地において実地調査を行った。更に、TPIに関する指摘に関しては、本委員会が選定した弁護士による意見書を入手し、法的見解を確認した。その他の具体的な調査手続については、「IV. 調査結果」において記載している。

なお、本件告発の調査に関して、告発者に対し、告発状に記載された内容の解釈及び根拠を確認するためにインタビューを要請したが、告発者は大王と係争中であることを理由に応じなかった。

5 調査期間

平成25年4月2日から平成25年5月10日

従って、その後生じた事象や状況の変化について、本報告書には反映されていない可能性がある。

6 委員会開催状況

回数	開催日	主な議題
第1回	平成25年4月5日	本委員会の位置付け・目的、スケジュール、役割分担等の確認
第2回	平成25年4月11日	調査対象範囲、実施手続、スケジュール等の確認、調査進捗状況報告
第3回	平成25年4月15日	調査進捗状況報告
第4回	平成25年4月22日	調査進捗状況報告及び調査報告書の記載内容の確認
第5回	平成25年5月7日	調査報告書の記載内容の確認
第6回	平成25年5月9日	調査報告書の記載内容の確認
第7回	平成25年5月10日	調査報告書の記載内容の最終確認

上記の他、委員と調査補助者との打合せ等は随時実施している。

7 調査・検証の限界

本調査は、上記の経緯、目的、方法により実施されたものであるが、あくまでも任意調査であり、捜査機関が行うような強制捜査権を背景とした調査とは異なる。従って、インタビュー対象者の記憶や関連資料の記載が意図的に変えられている又は呈示を差し控えられているような場合、本委員会が事実を把握しきれていない可能性は否定できない。また、限られた時間と限られた資料とで把握した事実関係を基礎にした調査であるため、検証結果の正確性にも、自ずと限界があることに留意されたい。

III. 調査結果

1 本件損失処理について

① 調査の経緯

平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 4 月 4 日にかけて、北越より 4 件のプレスリリースの公表及び書簡の提示があり、大王が出資するベトナムの家庭紙・板紙メーカーであるサイゴンペーパーコーポレーション（以下、「SGP」という）に係る損失処理について指摘がなされた。指摘内容は以下のとおりであると解釈する。

- 1) 平成 24 年 11 月 30 日に開催した大王の決算説明会において、投資家からの SGP の収益状況が思わしくないのではないかと質問に対して、SGP の業績面、損益は年度予算どおりに推移している旨の説明を行った。
- 2) 平成 25 年 3 月期第 2 四半期決算において、SGP に対する投融資に関して減損処理する必要があった。

1) については、北越の指摘通り、大王は決算説明会において SGP の業績面、損益は年度予算どおりに推移している旨の説明を行っているが、当該説明内容が事実と相違していることは確認されなかった。

2) については、平成 25 年 3 月期第 2 四半期決算において、SGP に対する投融資に関して減損処理する必要はなかったと考えられる。

2 本件告発について

(1) 序文

① 告発内容

平成 25 年 1 月 日

私は現在、大王製紙株式会社に勤務する正規社員（課長職 49 歳）です。

昨年 12 月末までは東京本社・経営企画部に属していました。経営企画部では国内外を問わず、事業企画並びに事業の実効進捗を検証して経営陣への進言・提言を業務としていました。私自身、スタッフとしてのみではなく、これまで国内関係会社での経営企画に携わったこと、加えて直近、平成 24 年 9 月末までの海外関係会社（中国 3 年 5 ヶ月、ベトナム 1 年 3 ヶ月）での経験と知り得た財務・法令知識から、都度に理性を持って判断し意見して参りました。

現経営陣のコンプライアンス・ガバナンスは遵守法令・規律から著しく逸脱し、不法行為も存在します。私の意見は耳障り、存在までもが厄介・危険と考えたのでしょう。年明け 1 月 1 日付で関連子会社・ハリマペーパーテック(株)・取締役総務部長へ出向異動を命じられました。明確な異動理由は聞かされていません。関わっていたベトナム関係子会社の特別損失処理が必要である持株売却業務を残す現在、異動の合理・正当理由は得られません。

ここに次の 3 点を具体的告発して、御社の厳正なる対応を懇請します。

② 告発内容の解釈

告発者の自己紹介、及び以下で告発する内容が「実行不可能な予算を元にした今年度の収益見込」、「海外事業の実態について」、「不法な内部取引」の 3 点であることを示していると解釈する。この部分に調査すべき内容は含まれていないと解釈する。

(2) 平成 25 年 3 月期の収益見込

① 告発内容

1. 実行不可能な予算を元にした今年度の収益見込

1) 対外発表数値と大きく下方乖離した実態

昨年 11 月 13 日の第 2 四半期決算公表時、「今年度の経常利益見込は 80 億円」と発表しています。しかし、この時点で計画予算部・A 部長代からは「実は 65 億円だ。しかも、この 65 億円も厳しい」との報告を受けています。実力に経営が数字上乘せして、意図的に嵩上げた実行不可能な収益見込を発表しています。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 大王は、平成 24 年 11 月 13 日に公表した、平成 25 年度 3 月期第 2 四半期決算短信において、平成 25 年 3 月期の連結経常利益予想（以下、「経常利益予想」という）を 8,000 百万円と公表しているが、意図的に嵩上げされた値であり実現不可能なものである。
- 2) 計画予算部長代理は告発者に対して、実際の経常利益予想は 8,000 百万円ではなく 6,500 百万円と見積っており、6,500 百万円の達成も難しいと報告した。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 大王の業績予想の決定方法および開示額の決定方法は適切なものであり、平成 24 年 11 月 13 日に公表した 8,000 百万円、及び平成 25 年 2 月 12 日に下方修正して公表した 7,000 百万円は、いずれもこれらの方法に則り決定されていることが確認された。
- 2) 大王の計画予算部長代理が告発者に対して、「コストダウン等が予定通り進まなかった場合には経常利益予想 8,000 百万円が未達成になる可能性がある」旨の発言をしたことが確認された。但し、6,500 百万円という具体的な金額を明言したか、また 6,500 百万円の達成も難しいという発言をしたかについては、明確な記憶はないとのことである。なお、これらの発言は正式な報告ルートで行われたものではなく、雑談の中で話したものとすることである。

以上より、平成 24 年 11 月 13 日の経常利益予想が、意図的に嵩上げされた事実および開示ルールからの逸脱は認められなかった。

(3) 洋紙営業本部における期ズレ販売

① 告発内容

2) 営業の実情

(1) 国内販売“期ズレ値戻し”実施を予見

洋紙本部では“月末・倉入れ”と称した、取引流通（問屋）へ一種の押込み販売が常態化していました。市況下落により、押込まれた価格よりも市場価格が下回って流通各社では逆鞘在庫を抱え込む自体が発生していました。販売現場では“月ズレ値戻し”が行われていると考えられます。

下期になっても数量・単価ともに予算達成した月は無く、（1 2 月実績は未確認）このままでは決算月・3 月での“期ズレ値戻し”実施を予見します。

② 告発内容の解釈

告発者は、大王の紙・板紙営業部門の洋紙営業本部^{*1}における事項につき、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 四半期末^{*2}における卸業者に対する押込販売が常態化しており、販売後の市況下落による赤字在庫を抱えた卸業者に対して、損失補填の目的で四半期を跨いだ値引等（以下、「期ズレ販売等という。」）が行われている。
- 2) 洋紙営業本部は、平成 24 年 4 月から 11 月にかけて、数量・単価ともに予算を達成した月はない。
- 3) 予算達成を目的とした平成 25 年 3 月末の期ズレ販売等の実施を予見している。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 平成 24 年 4 月から 12 月を対象とした調査の結果では、期ズレ販売等に関連する可能性がある値引が 1 件（7 百万円）確認されたが、常態化している事実は確認できなかった。当該取引が大王の連結損益に与える影響額は僅少であることから、投資家の判断に影響を与える重要な事象ではないと判断する。
- 2) 事実であることが確認されたが、これ自体は特別に問題のある事項ではない。

本調査の終了日である平成 25 年 5 月 10 日時点では、平成 25 年 3 月期決算は決算作業中のため未確定であり、平成 25 年 3 月での期ズレ販売等の有無を調査することは困難である。このため、代替的に、同じ年度決算である平成 24 年 3 月を調査対象とした。結果は 1)に記載のとおりである。

(4) H&PC 事業部における期ズレ販売

① 告発内容

こうした症状は洋紙本部だけでなく、家庭紙事業部も同様です。家庭紙事業部は販売現場から申告された予算に事業部スタッフ（事業部・計画予算部）が上乘せし、更に本社・経営企画部の部長（B 氏、C 氏）が上乘せする予算になっています。

② 告発内容の解釈

告発者は、大王の H&PC 事業部^{*3}において、以下の事項が発生していると主張しているものと解釈する。

^{*1} 大王の監査部へのインタビューによると、大王において「洋紙本部」という表現を使用する場合は、一般的に、紙・板紙営業の洋紙営業本部を指すとのことから、調査対象部門を洋紙営業本部とした。

^{*2} 告発者は「月末」「月ズレ」を主張している。しかし、財務報告の観点からは四半期を跨ぐ場合に問題となるため、四半期を跨いだ値引等を調査対象とした。

^{*3} 大王の H&PC 事業部では家庭紙（家庭用紙製品）を扱っているため、告発者は H&PC 事業部のことを家庭紙事業部と呼んでいるものと解釈し、本調査の対象とした。

- 1) 洋紙営業本部と同様に、H&PC 事業部においても四半期末^{※4}における卸業者に対する期ズレ販売等が常態化している。
- 2) 予算策定時に、H&PC 事業部の販売現場が申告した数値に対して、H&PC 事業部計画予算課や経営企画部による上乘せが行われている。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項は確認されなかった。

(5) タイ子会社 (EIT) の連結除外 (1)

① 告発内容

後述しますが、タイ現地法人 (Elleair International Thailand、略称 EIT) は前年度 (23 年度) 決算も日本基準では不能な実態です。赤字計上は必至ですが、連結対象にはせず、予算に組み込んでいません。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張しているものと解釈する。

- 1) 当時大王の関連会社であった、タイ現地法人 EIT について、平成 23 年 12 月期決算は日本の会計基準では決算が困難な状況であった。
- 2) 損失が発生している EIT に関して、恣意的な連結はずしが行われている。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 調査結果は「(10)EIT の決算等の状況」を参照されたい。
- 2) 告発者の指摘する事項は確認されなかった。EIT が恣意的に連結範囲から除外されているという事実は確認されなかった。また、他の非連結子会社、持分法非適用会社に関しても、同様に恣意的な連結はずしと疑われる事実は確認されなかった。

(6) 韓国現地法人 (EIK) 平成 24 年度下期利益見込

① 告発内容

韓国現地法人 (Elleair International Korea、略称 EIK)、今年度上期計のみの営業利益は 2,678 万円です。月次 400 万円ほどの利益が 背景もなく 12 月から 月 3,000 万円近くを利益計上する予算になっています。

^{※4} 洋紙営業本部への調査と同様に、四半期を跨いだ値引等を対象とした。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

EIKの平成24年度の上期営業利益は約27百万円であり、これを月あたりに直すと約4百万円/月となる。しかし、12月以降の営業利益予測値は約30百万円/月であり、上期の水準を大幅に上回っており、この予測には確固たる裏付けが存在しない。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事実は確認されなかった。

(7) 平成25年3月期の業績見込

① 告発内容

国内販売を含め、多くの部署がEIKのように12月からの急回復を前提とした予算を組んでいます。その上での「今期の経常利益65億円」です。対外発表している「80億円」どころか、営業利益は赤字見込が実態です。決算が締まっていない現時点（25年1月）で虚飾した数字を現実にするため、粉飾を始める恐れは大であります。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 大王は、平成24年11月13日に連結経常利益予想を8,000百万円と公表しているが、多くの部署においてEIKのように12月から急回復することが前提となっているため、実際の経常利益は6,500百万円を見込んでいる。
- 2) 平成25年3月期の営業利益は赤字を見込んでいる。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項は確認されなかった。

(8) EPTにおける不良在庫

① 告発内容

子会社・エリエールペーパーテック(株)では、損失計上しなければならない不良在庫（旧ブランドの紙オムツ、マスク、ペットシート）▲1億2,300万円が残っています。事実、監査部からも「本年12月末までに経理処理」と指摘されていましたが、12月取締役会では議案上程自体が先送りされました。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 告発状送付日時点で、家庭紙製品の生産子会社である EPT に、損失処理すべき棚卸資産 123 百万円が滞留していた。
- 2) 大王の監査部監査において、EPT は当該棚卸資産の損失処理を平成 24 年 12 月末までに行うよう指摘を受けた。
- 3) EPT の平成 24 年 12 月取締役会において、損失処理に係る議案の上程が見送られた。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 告発状送付日時点で、EPT に損失処理すべき資材在庫 123 百万円（以下、「本件残資材」という）が滞留していた。
- 2) 大王の監査役監査^{※5}において、EPT は本件残資材が長期滞留在庫となっている旨、および使用見込の有無の判断基準を決定した上で、使用見込がないと判明した時点で廃棄処分・減損を行うように残資材の処理基準を変更すべきであり、平成 25 年 3 月末までに処理するよう指摘を受けている。
- 3) EPT の平成 24 年 12 月取締役会において、本件残資材の損失計上について議案が準備されていたが、損失処理及び費用負担方法について大王の関係各部署への事前説明が不十分であったため、結果として取締役会に上程されなかった。

本件残資材は、大王の連結決算では平成 25 年 3 月期第 3 四半期で損失処理されている。本委員会は、告発者による指摘に関連して、上記 3 点とは別に、大王の連結決算において損失処理すべきであった時期について検討を行った。一般に、品質低下、又は陳腐化による会計上の棚卸資産評価損の計上時期の決定は、極めて難しい問題ではあるが、当委員会は、平成 24 年 3 月に約 25 百万円、5 月に約 66 百万円、7 月に約 32 百万円を処理する必要があったと判断する。しかし、金額的な重要性は高くないため、投資家の判断に影響する重要な事象であるとは言えない。

大王は、平成 25 年 3 月期第 3 四半期において損失処理した資材に関する製品を 387 百万円資産計上している。一部販売が進み減少している製品もあるが、一方で、減少していない製品もあることから、損失処理の要否を検討する必要がある。

なお、大王及び関係会社における棚卸資産の評価に関する方針及び手続を別途調査した。調査結果は「3. その他本委員会が必要と判断した調査」に記載している。

※5 告発状には「監査部」と記載されているが、実際は「監査役監査」において指摘を受けている。

(9) EIT の法令違反

① 告発内容

2 海外事業の実態について

1) EIT (Elleair International Thailand 決算期 12 月)

(1) 帳簿操作

一昨年 10 月から営業開始したタイ・現地法人 (EIT) には重大なる法令違反が有ります。次年度 (25 年度) に営業開始予定の中国・現地法人の設立手法・手順には全くコーポレートガバナンスは存在せず、背任行為は自明です。

また、EIT・中国現地法人ともに民事上の不法行為や背任に留まらず、刑事犯罪行為までも付度せざるを得ません。

② 告発内容の解釈

この文章以降続く EIT の件、中国現地法人の件の前段部分として記載している文章であり、この部分に調査すべき内容は含まれていないと解釈する。

(10) EIT の決算等の状況

① 告発内容

前年度、今年度ともに必要帳票が一部揃っていません。また、棚卸を実施していません。拠って、不全なる帳簿しか作成できません。その状況下、現地の税制優遇規定を拡大解釈して「100%でなくても 70%の数字が確定すれば、現地 (タイ) での決算は可能」と信じて、12 月 12 日、現地・会計法人から適正意見を貰ったとして 前年度 (23 年度) 決算を締めました。しかし、この処理は世界基準では不適正です。EIT には貸借対照表は有りません。損益計算書と資金繰り表は存在するも内容不全です。不全な帳簿作成は帳簿操作です。

(中略。省略部分については(11)～(14)にて検討)

前年度決算 (12 月期) が締まっていないのに、昨年 4 月には定時の株主総会を実施しています。これは会社法違反です。

② 告発内容の解釈

告発者は、EIT の決算状況に関して以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) EIT においては前年度 (平成 23 年 12 月期)、今年度 (平成 24 年 12 月期) ともに基本的な証憑 (請求書、領収書等) が一部揃っていない。
- 2) EIT は実地棚卸を実施していない。
- 3) EIT は貸借対照表を作成していない。

- 4) 100%の数字が確定していないにもかかわらず（現地監査法人から限定付適正意見^{※6}しか得られていない点を指しているものか、決算数値が70%しか確定していない点を指しているものかは不明）、平成23年12月期決算を終えているが、これは不適正である。
- 5) 平成23年12月期決算が締まっていない（監査意見が出ていない点を指しているものと思われる）にもかかわらず、平成24年4月に株主総会を開催し、前年度の決算を承認しているが、この行為は会社法に違反している。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 平成23年12月期決算においては、証憑の整理が不十分であったため、会計監査人が必要とする証憑を適時に提出することができず、平成24年4月の株主総会では、監査未了の決算書が承認された。しかし、監査に必要とされる証憑が不足もしくは紛失されていたわけではなく、平成24年12月までに監査は終了し、限定付ではあるが適正意見を得ている。
- 2) 平成23年12月期において、EITはすべての棚卸資産について棚卸を実施していたが、仕掛品の棚卸については会計監査人による立会が行われなかった。そのため、会計監査人が仕掛品の実在性を確認できず、監査報告書にこの点の限定が付された。なお、平成24年12月期はこのような問題は生じていない。
- 3) 平成23年12月期及び平成24年12月期の貸借対照表は作成されている。また、帳簿操作を疑われる事象は発見されていない。
- 4) 100%の数字が確定していないにもかかわらず、というのが限定付適正意見しか得られていないことを指すのであれば、これは不適正とはいえない。限定付適正意見は、財務諸表全体に影響がない程度の不備があった際に表明される意見である。なお、決算数値が70%しか固まっていないという点については、それを示す資料は発見できなかった。
- 5) 平成24年12月に監査報告書を取得した後、臨時株主総会において平成23年12月期決算は正式に承認され、承認後の決算書は商務省及び税務当局へ提出された。その際、期限後提出に関するペナルティーを商務省及び税務当局へ支払っており、決算遅延による法的瑕疵は治癒されている。なお、平成24年12月期決算については同様の問題は生じていない。

^{※6} 限定付適正意見とは、特定の監査要点について重要な監査手続を実施できず十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったが、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は、重要ではあるが広範ではないと認められ、財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断した場合に表明される意見を指している。

(11) EIT の架空売上・循環取引

① 告発内容

(2) 架空売上・架空在庫

EIT 製品のほぼ全ては現地資本の販社 K 社へ販売委託されています。そうした販売体制で家庭紙事業部からの報告によると、6 月、10 月は売上げが 1,000 万枚を超えています。通常月平均では 600 万枚ほどしか売上げていません。“大王本体からの追加投融資に根拠を持たせる狙いで販促キャンペーンした”と家庭紙事業部・D 部長代から報告を受けましたが、架空売上と疑われても仕方ありません。

K 社以外には販売ルートを持たない EIT に通常月の 1.6 倍の売上を確保できる背景を探すことはできません。翌月の 7 月の売上げ実績は 620 万枚と通常ペースに戻っています。K 社へ押込んで K 社が外部に販売するならば、7 月は押込んだ 400 万枚分を差し引いた 200 万枚まで EIT 自体の売上は落ち込むのが道理です。8 月も 620 万枚の売上実績です。“販促キャンペーン”の名目で架空売上をやっている可能性があります。生産実績と在庫推移を確認した上で特定する必要がありますが、棚卸を実施しておらず、在庫自体が架空で K 社と数字の遣り取りだけをした事までも疑います。

(3) 循環取引

6 月 1,000 万枚販売には大王社長から EIT へ「何としても 1,000 万枚を売れ」との強い指示要請があった、と聞いています。販売先が K 社のみと言って良い状況では、K 社と在庫キャッチボールした循環取引も考えられます。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) EIT における製品販売のほぼすべては現地資本の K 社へ委託されており、通常月平均では 600 万枚ほどの売上であるが、平成 24 年の 6 月、10 月については 1,000 万枚を超えている。EIT は K 社以外には販売ルートを持っていないため、通常月の約 1.6 倍の売上を計上できる根拠が不明である。
- 2) これは追加投融資を受けるために販促キャンペーンをして生産能力を超える販売量があるように見せかけたものである可能性がある。
- 3) また、販促キャンペーンによる売上増加と見せかけて架空売上（不適切な押し込み販売や循環取引）を行っている可能性もある。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 平成 24 年 6 月、10 月の販促キャンペーンの実在性が確認され、その結果販売量が告発者の指摘するとおりに増加していることが認められた。
- 2) 追加投融資と販促キャンペーンの関係は不明である。

3) 架空売上を行っている事実およびそれを示唆する状況は確認されなかった。

(12) EIT の販促費、簿外債務

① 告発内容

(4) 簿外債務

運転資金が不足するのは「販促費支払いが大きい」との報告を聞きました。会計は発生主義が原則です。“販促キャンペーン”を実施した時点で必要経費を記帳しなければなりません。しかし、記帳計上せず、実施数ヶ月後には K 社から出されたインボイスに従って経費支払しています。これは簿外債務を意味します。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

販促費の計上は、発生主義に従い販促活動を実施した時点で行わなければならない。しかし、EIT は K 社からインボイスが送られ、実際に支払いをしたもののみ費用計上しているため、販促活動が終了又は実施中のもので K 社からインボイスが送られていないものがある場合は販促費の計上が行われていない。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項は確認されなかった。

平成 24 年 12 月期中までは告発者の指摘通り K 社から不定期にくるインボイスによる支払を実施した都度、費用として計上していた。しかし、それは、販促費の請求は小売店の都合により不定期に行われるという商慣習によるもので、決算調整又は債務隠しを疑わせるものではなかった。また、平成 24 年 12 月末より発生主義にて費用計上しているため、平成 24 年 12 月期の年度決算では改善されている。

(13) EIT の N 社へのおむつ製造設備発注

① 告発内容

(5) 会社法違反

前年度決算（12月期）が締まっていないのに、昨年4月には定時の株主総会を実施しています。これは会社法違反です。

前年度決算ができていない、今年度上期も決算できる実態で監査もしていないにも関わらず、9月末には大王本体・取締役会にて「EITへ増資1億5,300万円、融資11億5,000万円」の決議をしています。また、決議前に紙オムツ製造機械を機械メーカー・N社（所在地略）に発注しています。（発注内示は3月、正式発注は8月）現在、N社には代金支払を猶予して貰っています。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) タイにおいては、決算後4ヶ月以内に株主総会を開催し、適正な決算書の承認を受ける必要があるにも係らず、平成24年4月の株主総会までに平成23年12月期の監査意見を得られていなかったことは会社法違反である。
- 2) 1) で記載したような状況であるにも係らず、平成24年4月の定時株主総会において、平成23年12月期の決算を承認した。
- 3) 平成23年12月期の決算について監査意見を得ていないにも関わらず、9月末には大王本体の取締役会にて「EITへ増資1億5,300万円、融資11億5,000万円」の決議をしている。
- 4) 決議前に紙おむつ製造機器メーカーであるN社に製造設備を発注している（発注内示は3月、正式発注は8月）。なお、「決議前」が設備購入の決議が行われる前ということ指しているのか、大王による投融資の決議が行われる前ということ指しているのかは不明である。
- 5) N社には代金支払を猶予してもらっている。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 「(10) EIT の決算等の状況」を参照されたい。
- 2) 同上。
- 3) 平成23年12月期決算が終了せず監査意見も出ていない段階で、平成24年9月末に大王の取締役会にてEITへの投融資決議を行っており、また、投融資決議前にN社に製造設備の発注内示を行っていることについては取締役会議事録及び発注内示書にて確認された。監査意見を確認せずEITへの投融資決議を行ったこと

については、コンプライアンス上重大な不備があるとまで言えないものの、関係会社管理上不適切な行為であったと考えられる。

- 4) 告発者が言及している「決議前」の意味が設備購入決議前なのか投融資決議前なのか不明であるため、両者に分けて検討する。

i) 「決議前」が設備購入の決議前を意味とした場合

パンツ式紙おむつ製造設備については、発注先への発注内示が EIT の取締役会決議後ではあるが、大王の取締役会より前に実施されている。当時 EIT は関連会社であり、大王の関係会社管理規程においては、設備の新設は大王に対する報告事項であって、事前決議を要する事項ではなかったためであり、特に問題はないと考えられる。

ii) 「決議前」が大王による投融資決議前を意味とした場合

大王における EIT への投融資決議前に EIT では N 社に対して製造設備の発注内示を行っているが、EIT は平成 24 年 4 月に増資をすることで設備投資資金を補う予定があり、かつ H&PC 事業部との間で調整を行っていたとのことである。また、EIT 設立当初の売上計画は追加の設備投資を前提としたものであり、追加の設備投資について、当初から大王が認めていたと考えられる。よって、投融資決議前に発注を行っているものの、実質的には大王との間で資金調達についての合意はとれていたものと考えられる。

- 5) 告発者の指摘する事項は確認されなかった。パンツ式及びテープ式おむつ製造設備の正式な発注書が発行された後、支払は発注書に定められた通り実施されており、支払猶予は行われていない。正式な発注書の発行以前においても N 社に対して支払猶予をしてもらったことを示す証拠は見つかっていない。

(14) EIT の連結除外 (2)

① 告発内容

本年 8 月 15 日以降、EIT は大王支配 75% (子会社/エリエールパーパーテック (株)、ダイオーパーパーコンバーティング (株) 保有分を含む) の連結対象会社になっています。しかし、「規模が小さく、全体への影響が軽微である」と監査法人も言っている」と経理部は連結に組み入れようとしません。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

EIT の株主割当増資引受けに伴い、大王の持分比率が 75% となり、平成 24 年度第 2 四半期より関連会社から子会社になったため、連結子会社とすべきである。

しかし、「連結範囲の判定に際して考慮する項目の重要性が乏しいとあらた監査法人も認めているため、連結範囲に含める必要はない」と経理部が主張している。

③ 調査結果

「(5)タイ子会社 (EIT) の連結除外 (1)」参照。

(15) EIT の K 社との取引開始経緯

① 告発内容

現在、K 社も出資している現地・段ボール会社までも K 社から紹介され、買収を進めています。ここまで K 社とビジネスを展開するには何か背景が有るのか。繰返しになりますが、決算できない会社で 簿外債務を残し、取締役会決議前に生産設備を発注しています。常軌を逸していると考えるのは私だけでしょうか。「規模が小さく、連結に組み入れないのだから」の規定解釈論で片付けられる事でしょうか。不正・不透明な億円単位の資金が EIT を通じて流れることは「マネー・ロンダリング」の視点からも決して看過できません。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 大王、EIT と K 社との取引において、大王グループのビジネス上何らかの非合理的な背景が存在している可能性がある。
- 2) 大王による、K 社が出資している段ボール会社 (O 社) の買収計画についても何らかの非合理的な背景が存在している可能性がある。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項は確認されなかった。

(16) EIT 現地調査への取り計らい要請

① 告発内容

12 月 11 日夜遅く、タイ出張の指示を受けていた私は家庭紙事業部・E 副事業部長 (海外事業担当) から「タイへ出張して調べると聞いた。宜しく取り計らってこないか。頼む」の電話を受けました。タイ現地法人の実態を組織ぐるみで隠そうとしています。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

告発者は EIT の現地調査出発に際して、H&PC 事業部の副事業部長より、調査において、不備事項等を見逃すよう取り計らってもらいたい旨の依頼を受けた。

③ 調査結果の総括

告発者が指摘する事項は確認されなかった。

(17) 中国現地法人設立手法・手順

① 告発内容

2) 中国・現地法人の設立手法

(1) 取締役会決議前に契約完了

「中国進出」取締役会決議は本年 10 月 25 日です。これよりも前に工場立地する南通経済技術開発区とは覚書契約を締結しています。また、家庭紙事業部・E 氏、D 氏との会話から、タイ・現地法人の追加投資と同じく、取締役会決議前に紙オムツ製造機械 1 台を発注内示していると思われます。9 月、大王社長自らが中国出張して、急ぎ様々な実務を進めています。社長独断でやっている案件です。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 大王は、中国進出に係る取締役会決議が行われた平成 24 年 10 月 25 日に先んじて、中国南通経済技術開発区と現地法人設立に係る覚書を締結している。
- 2) 平成 24 年 10 月 25 日取締役会決議前に、紙オムツ製造機械 1 台を発注内示している可能性がある。
- 3) 平成 24 年 9 月、大王社長が中国に出張し、独断で実務を進めている。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の確認結果は以下のとおりである。

- 1) 告発者の指摘が事実であることが確認された。ただし、当該覚書の締結は、実務上の必要性から行われているものと捉えることができ、大王のリスクを生じさせるような内容ではないため、会社のコンプライアンス上の重大な不備であるとは言えない。
- 2), 3) については、告発者が指摘する事項は確認されなかった。

(18) 中国 収益議論なしの投資決議

① 告発内容

(2) 収益議論なしの投資決議

FS (フィージビリティ・スタディ) どころか、投資収益について決議前に社長以下の取締役・執行役員で深く議論された形跡はなく、取締役会上程資料にも投資回収について、一切の記載はありません。

家庭紙事業部が作成した事業計画書に拠ると「初年度の投資額は 65 億円。しかし、開始 2 年間で 65 億円の半分は特損計上」が見込まれています。現在、中国市場向けに国内子会社である DPC(株)から 700 万枚を輸出しています。DPC(株)から移設される中古製造機 2 台の生産だけでも 1,500 万枚が生産されます。ここに新しい製造機 1 台が加われば、販売実力の 3 倍を超える生産設備となります。

10 月 15 日、「中国進出」経営会議の席で常務 (生産担当) から“販売が追い付かない。どうするのか?”と疑問提議されましたが、大王社長は「そんなことは後で良い」と一蹴しています。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 平成 24 年 10 月 25 日取締役会における中国進出決議前に、投資収益について深く議論された形跡がなく、取締役会において投資回収についての資料は提出されていない。
- 2) H&PC 事業部が作成した事業計画書には、中国事業への初年度の投資額は 65 億円だが、開始 2 年間でその半額について特別損失計上が見込まれている旨の記載がある。
- 3) DPC から移設される中古製造機 2 台及び新設製造機 1 台により、販売実力の 3 倍を超える生産設備となる。
- 4) 平成 24 年 10 月 15 日の経営企画会議において、生産担当常務より生産に見合った販売計画の達成が可能なのかとの問に対して、大王社長は「そんなことは後で良い」と一蹴した。

③ 調査結果の総括

告発者が指摘する事項は確認されなかった。

(19) 中国 資金裏付けなしの投資決議

① 告発内容

(3) 資金裏付けなしの投資決議

「中国進出」は銀行へは一切事前報告をしていません。これも「伏せるように」との社長指示でした。

当社は有利子負債が多く、主力銀行とは“新規投資には事前報告を要す”との契約条項が有ると、経理部 F 課長から聞いています。投資は「各事業部作成の収益資産報告書を財務部へ提出→財務部の審査→銀行承認」と社内の決裁ルールも新たに規定されています。

社内規定を無視、銀行との契約を反故にして、必要資金の裏付けを得ずに取締役会決議をしています。

「中国進出」の実行手法・手順にはコーポレートガバナンスは不在です。それだけでなく、投資収益・回収や必要資金の議論なく、社長独断で事前契約やって資金を注ぎ込む事は投資家・取引金融機関への背信行為と考えます。

背任どころか、中国案件もタイ現地法人・EIT と同じく「マネー・ロンダリング」の視点で考えれば、刑事上の“犯罪行為”として大いなる疑念を抱かざるを得ません。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 主力銀行との契約には、新規投資には事前報告を要する旨の契約条項があるが、社長の指示により銀行への事前報告を行っていない。
- 2) 投資については、銀行承認を要する旨の社内決裁ルールがあるが、守られていない。
- 3) 必要資金の裏付けを得ずに取締役会決議を行っている。

③ 調査結果の総括

告発者が指摘する事項は確認されなかった。

(20) 不法な内部取引について

① 告発内容

3. 不法な内部取引について

東京紙パルプインターナショナル(株) (以下、TPI と呼称) は 大王製紙株の専務取締役/井川英高が会長職を務める連結子会社です。TPI が行う原材料取引 (パルプ) の内部取引は、法に反しています。

1) 独占禁止法違反

(「独占禁止法」は俗称、正式なる法律名称は知っています。表記簡潔のため、敢えて俗称表記します)

昨年 9 月、家庭紙・関係会社は「TPI(株)を通じてパルプを購入すること」と“購買ルート限定”を強制されました。

トイレットペーパー・ティッシュを主力とする家庭紙・紙製品事業は 今期も 4~11 月の 8 ヶ月で▲8 億円の経常赤字と収益確保に苦しんでいます。この製品を生産する子会社は原料となるパルプ購買すべてを TPI ルートに限定され、購買競争にコストダウン阻害されています。また、大宮製紙と大成製紙では大王本体で生産されたパルプ購入にまで TPI が乗り、口銭支払を強制されています。

この取引強制は独占禁止法第一条「私的独占」「不当な取引制限」に抵触しています。大王経営陣は不法行為を強制したことになります。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の 4 点を主張しているものと解釈する。

- 1) トイレットペーパー・ティッシュを主力とする家庭紙・紙製品事業は 平成 25 年 3 月期も 4~11 月の 8 ヶ月で 8 億円の経常赤字と収益確保に苦しんでいる。
- 2) 平成 24 年 9 月、家庭紙生産会社は「TPI を通じてパルプを購入すること」と“購買ルート限定”を強制され、コストダウンを阻害されている。
- 3) 大宮製紙と大成製紙は、大王が生産したパルプを TPI 経由で購入し、口銭の支払を強制されている。
- 4) この取引強制は、独占禁止法第 3 条「私的独占又は不当な取引制限の禁止」に抵触しており、大王経営陣は不法行為を強制したことになる。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の調査結果は以下のとおりである。

- 1) 告発者の指摘する事項は事実であることを確認した。H&PC 事業部紙製品の平成 25 年 3 月期 4 月~11 月の 8 ヶ月間の経常損失は 772 百万円であった。
- 2) から 4)については、当該指摘事項について、不正、事実の隠蔽と考えられる事象は確認されなかった。

(21) 有価証券報告書偽造

① 告発内容

2) 事実隠蔽、有価証券報告書偽造

第2四半期決算での短信4頁「事業系統図」には、前述しました“TPI/原材料取引”の実態が正確に表記されていません。大王生産パルプをTPIは家庭紙・生産販売会社に卸しているのに「(原材料) 当社→TPI→家庭紙製造販売会社」のフローが評価されねばなりません。

意図的に事実隠匿し、有価証券報告書である決算短信を偽造したとも考えられます。また、この決算短信を承認した御社・あらた監査法人にも疑いを向けざるを得ません。

大王製紙の原材料資材・設備購買は、G監査役からも「私的な利益享受を疑う事例、人物が存在する」との言質を得ています。内部取引の実態、現・監査役からの情報から、海外事業にてマネー・ロンダリングする土壌は存在すると思います。

② 告発内容の解釈

告発者は、以下の主張をしているものと解釈する。

- 1) 第2四半期決算短信4頁に記載の「事業系統図」にはTPIから家庭紙生産会社への原材料販売取引が記載されていない。
- 2) 大王が当該取引ルートを意図的に事実隠匿している可能性がある。
- 3) あらた監査法人も事実を知っているにもかかわらず事実隠匿に加担している可能性がある。

なお、G監査役の発言に関しては、同監査役が上記発言について否定していること、及び告発者が金融庁等に送付した告発状には当該記載を削除したと証言していることから、本調査における対象には含めていない。

③ 調査結果の総括

告発者の指摘する事項の調査結果は以下のとおりである。

- 1) 告発者の指摘する事項は事実であることを確認した。第2四半期決算短信4頁に記載の「事業系統図」にはTPIから家庭紙生産会社への原材料販売取引が記載されていない。ただし、上記原材料販売取引が「事業系統図」に記載されていないのは、当該取引の金額的重要性等を斟酌したためであり、投資家の判断に影響する重要な事象、もしくは、不正、事実の隠蔽、意図的な決算操作と考えられる事象は確認されていない。
- 2) , 3)については、告発者の指摘する事項は確認されなかった。

(22) 告発内容の総括

① 告発内容

・最後に

私は、会社の中枢ポジションで仕事をしていました。経営陣とのフロントラインに立ち、組織を動かす・動く光景を目の当たりに見て、生々しい話も耳に届きました。また、経営側の一方的な視点のみで考えるのではなく、販売・生産の現場にも直接出向いて 双方向での見聞を重ねました。見聞した内容を記憶するに留めず、記録も残して 思考反芻しました。

その思考結論と 自分が企業に属しての社会活動で得られた知識・経験で強固になった信条「曲がったことはしない。堂々と経済競争を勝ち抜く」から、今回の告発を着想しました。その上で、経営陣は不作為かもしれませんが、EIT や中国・新事業にて「不正資金＝マネー・ロンダリング」の犯罪要件が結果事象として構成されて行く実態を見て、告発を決断しました。

今の大王製紙は沈み行く大きな“泥船”です。泥は自ら崩れ落ち、水底へ沈んでしまいます。私は泥に濡れることは厭いませんが、泥にはなりません。告発しなければ、泥に同化してしまうと考えました。

告発することで、今回の人事異動（前文に表記）以上の 相当な反感、抵抗、嫌がらせを予見します。

しかし、自らを奮励し、ここに決意しました。我が国だけでなく、国際社会で決して許されない犯罪までの余地を残す中、御社の見識とミッションを信じ、厳正なる監査対応願います。

② 告発内容の解釈

記述の内容を総括している文章であり、この部分に調査すべき内容は含まれていないと解釈する。

3 その他本委員会が必要と判断した調査

(1) その他の部門における期ズレ販売の調査

① 実施した理由

告発状において、卸業者に対する押込販売および四半期を跨いだ値戻しについての指摘を受けている営業部門は、洋紙営業本部及び H&PC 事業部であるが、大王の他の営業部門においても期ズレ販売等の有無を確認するために調査を実施した。

② 調査結果の総括

期ズレ販売等の事実は確認されなかった。

(2) その他海外関係会社管理の調査

① 実施した理由

「(10)EIT の決算等の状況」に記載した通り、タイ現地法人である EIT においては、社内管理体制の不備、及び大王における監督体制の不備を原因として、決算手続の遅れ等、問題が生じていた。

これは商慣習や文化が日本と異なり、リスクの高い海外関係会社に対して、大王の管理体制が十分ではない可能性を示唆していると考えられる。

したがって、他の海外関係会社においても同様の不備がないか、また管理体制に不備がないかを確認する。

② 調査結果の総括

1) アンケート結果

EIT 以外の常勤役職員が在籍している海外関係会社 4 社の部長職以上の役職員に対して EIT と同様の管理状況等の不備がないかどうかを確認するため、書面アンケートを実施した。また、常勤役職員がいない海外関係会社については、大王の管轄部署にインタビューを実施した。アンケート対象者すべてから回答を入手し、すべての項目について、EIT と同様の管理状況等の不備がないことを確認した。また、常勤役職員がいない海外関係会社については、大王の管轄部署等にインタビューを実施し、EIT と同様の管理状況等の不備がないことを確認した。

2) 海外関係会社管理の状況

関連部署に対するインタビュー、規程等の確認の結果、海外関係会社管理について、以下の状況が確認された。

i) 海外関係会社の管理状況

海外関係会社の管理について、平成 24 年 9 月以前は管轄部署が事業や組織の運営を中心として管理し、関連事業部が連結子会社を対象に重要事項の把握や規程の整備状況、計数管理等、全般的な管理を行っていた。

連結子会社の会計に関する事項は連結数値を算出する上で経理部が関与していたが、それ以外のケースでは経理、法務等の業務は、関係会社自身が行っており、大王の経理部、法務部等のスタッフ部門は海外関係会社管理について十分に関わっていなかった。

一方、平成 24 年 10 月以降については、連結子会社、非連結子会社の経理、法務等の専門知識を要する業務について、大王の経理、法務部等のスタッフ部門が海外関係会社についても管理する体制としている。

しかし、海外特有のリスクや法律等に関して検討を行うといった海外事業の専門部署は存在しなかった。

ii) 業務監査の実施状況

平成 25 年 3 月期の業務監査については、国内連結子会社及び海外連結子会社 2 社(アンチレ、エリエールハイ INC) を対象^{*7}としており、国内連結子会社には実地監査を、海外連結子会社には書面監査を実施している。

一部の海外連結子会社、非連結子会社及び持分法非適用関連会社^{*8}については、重要性等を考慮した上で監査対象とはしていない。

なお、平成 26 年 3 月期以降は 海外子会社についても実地監査を行う計画とのことである。

(3) 棚卸資産の評価に関する調査

① 実施した理由

告発状において、EPT の在庫の一部に長期滞留しているものが存在するにも関わらず、適時・適切に簿価の切下げが行われていない旨が指摘されていた。そこで、他社、及び EPT の他の在庫にも同様のケースが発生するリスクの程度を検討するため、大王グループの棚卸資産の評価に関する方針及び手続を確認した。

^{*7}平成 24 年度上期においては、当時の連結子会社 19 社を対象に業務監査を実施した。下期になり、持分法適用関連会社から連結子会社になった会社 26 社を対象に業務監査を実施した。

^{*8} 関連会社に対しては、大王による監査の受け入れを強制することはできない。

② 調査結果の総括

大王経理部へのインタビュー、大王及びその連結子会社各社の経理規程等によると、棚卸資産の評価に関する方針及び手続は概ね以下のとおりである。

図表 1. 大王及びその連結子会社の棚卸資産の評価に関する会計方針

科目	通常の場合	時価が取得原価より著しく下落した場合
・製品 ・商品	1) 正味売却価額と簿価を比較し、低い値を評価額としている。	4) 必要に応じて評価減を行っている。
・半製品 ・仕掛品 ・原材料	2) 取得原価を評価額としている。	
・貯蔵品	3) 取得価額・原価による評価を基本とし、内容により評価方法を使い分けている。	

出所：大王経理部へのインタビュー及び各社経理規程等

1) 製品・商品の評価

大王の製品・商品の評価方法については以下 2 点の問題点があると考えられる。

- 直近の販売・物流単価を用いて、製品・商品の評価額を算出しているため、将来の価格変動が織り込まれない。
- 評価減の実施は製品コード単位で行われるため、同一製品コードであれば生産して間もない在庫も、長期間滞留し商品価値が失われている可能性のある在庫も同一金額で評価される。

2) 半製品・仕掛品・原材料の評価

大王及びその連結子会社では、これらの資産を取得原価で評価し、異常なものを除き評価減を行っていない。この理由は「長期保管に伴う品質低下が起こりにくい、あるいは長期滞留しないような運用上の仕組みが構築されている（原材料）」、「通常は短時間で製品まで加工されるので、製品で時価との比較を行うことで足りる（半製品・仕掛品）」、「生産計画に基づき、必要数の原材料を購入、必要数の製品を製造しているため、余剰が出ない（全般）」ためである。これらが事実であるか否かにかかわらず、会計基準（「企業会計基準第 9 号：棚卸資産の評価に関する会計基準（平成 20 年 9 月 26 日改正）」に照らせば、半製品、仕掛品、原材料についても収益性の低下を適切に反映させることが適切である。

3) 貯蔵品の評価

貯蔵品の評価方法には以下の問題点があると考えられる。

- 貯蔵品の中には、取得原価で評価されているものがある。これらについては、半製品等と同様、収益性の低下を適切に反映させることが必要である。

4) 時価が取得原価より著しく下落した棚卸資産

大王は、連結決算上、品質低下、陳腐化等の理由で価値が大きく減少した棚卸資産については、その存在が判明した時点で評価減の可否を判断している。しかしながら、評価減の可否検討対象とすべき棚卸資産を網羅的に抽出する仕組みは整備されていない。棚卸資産の年齢表等の情報を利用してある一定年齢以上のものは評価減可否の検討対象とする等の仕組みの整備が必要である。

以上